

大分県報

令和六年
二月二日
（六）

（金曜日）

目次

告示

県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領の制定……………一

○告示

大分県告示第六十四号

県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和六年二月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領

（趣旨）

第一条 この要領は、大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第三十条の規定に基づき、大分県が発注する県営林素材生産事業に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要領において、県営林素材生産事業とは、県営林の立木について、選木、伐倒、集材及び造材を行い、素材を生産し、搬出する事業並びにこれらに付帯する事業をいう。

（入札参加資格要件）

第三条 入札参加資格を得ようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者であること。
- イ 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する県内の森林組合又は同連合会

ロ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に規定する県内の林業関係事業協同組合又は同連合会

ハ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の規定により知事の認定を受けた事業主

二 次のいずれかに該当する職員（以下「技術職員」という。）を二人（前号に規定する者の代表者（以下単に「代表者」という。）が技術職員である場合は、一人）以上雇用している者であること。

イ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の認定（森林土木、林業経営、森林環境又は作業道作設部門に係るものに限る。）を受けた者

ロ 知事又は林業労働力の確保の促進に関する法律第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターが行う研修（林業労働者に対する研修に限る。）を修了し、農林水産省の研修修了者名簿に登録された者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、高等専門学校又は大学において林業に関する課程を修了した者で、林業の実務経験が三年以上の者

ニ 林業の実務経験が五年以上の者

三 次のいずれにも該当する者であること。

イ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（以下「特別教育」という。）を受けた林業労働者（技術職員を含む。）を常時二人（代表者が特別教育を受けている場合は、一人）以上雇用している者であること。この場合において、特別教育については、次に掲げる労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の規定によるものうち、集材に係る(1)から(3)までの特別教育と、伐木に係る(4)の特別教育をそれぞれ一人以上受けていることを要件とし、林業架線作業主任者の資格を持つ者は、(3)の特別教育を受けた者と同等とみなすことができる。

(1) 第三十六条第六号の三「走行集材機械運転特別教育」

(2) 第三十六条第七号「機械集材装置運転特別教育」

(3) 第三十六条第七号の二「簡易架線集材装置又は架線集材機械運転特別教育」

(4) 第三十六条第八号「伐木等の業務に係る特別教育」

ロ 素材生産を主とする事業の受託又は請負について、入札参加資格審査の申請日の属する年度及び前年度の二箇年度において一件以上の実績のある者であること。

ハ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第一項において準用する同令第六十七條の四第一項及び第二項の規定に該当しない者であること。

令和六年二月二日

大分県報号外（告示）

一

と。

二 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
ホ 林業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団体等の退職金支給制度に加入していること。

へ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
（申請の時期及び方法）

第四条 入札参加資格の審査申請時期は、毎年二月十五日から同月末日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 県営林素材生産事業入札参加資格審査申請書（様式第一号）
 - 二 登記事項証明書
 - 三 県税の納税証明書
 - 四 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - 五 決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類）
 - 六 素材生産事業実績及び林業機械の保有状況（様式第二号）
 - 七 素材生産事業実績を証する契約書の写し
 - 八 林業労働者名簿（様式第三号）
 - 九 社会保険等加入状況を確認できる書類
 - 十 業務上の資格証明書又は実務経験証明書（様式第四号）
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- （入札参加資格審査の結果の通知）
- 第五条** 知事は、申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を入札参加資格審査結果通知書（様式第五号）により、申請者に通知するものとする。
- （入札参加資格の有効期間）

第六条 入札参加資格の有効期間は、西暦偶数年を基準とし、当該入札参加資格を取得した年の四月一日から翌々年の三月三十一日までの二年間（西暦奇数年に当該資格を取得した者にあつては、翌年の三月三十一日までの一年間）とする。ただし、知事が特に必要があ

ると認めた場合は、この限りでない。

（申請書の記載事項の変更届）

第七条 入札参加資格を取得した者は、当該入札参加資格の有効期間中、次に掲げる事項に変更があつたときは、県営林素材生産事業入札参加資格審査事項等変更届（様式第六号）に關係書類を添付して、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所の所在地
 - 三 代表者の氏名
 - 四 林業労働者の氏名又は人数
- （資格の取消し）

第八条 知事は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四第二項の規定に該当するに至つた場合は、当該入札参加資格を取り消し、その事実があつた後二年間の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- 2 知事は、入札参加資格を取得した者が虚偽の申請により当該入札参加資格を取得したことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
 - 3 知事は、入札参加資格を取得した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
 - 4 知事は、前三項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。
- （雑則）

第九条 この告示に定めるもののほか、県営林素材生産事業に係る入札参加資格の申請及び審査について必要な事項は、別に定めるところによる。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第5号(第5条関係)

県営林業材生産事業入札参加資格審査結果通知書

森整第 年 月 日 号

申請者

殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のあった、県営林業材生産事業入札参加資格審査申請書に
ついては審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 審査結果	・入札参加資格を有するものとして登録しました。
	・入札参加資格要件を満たしておらず登録できません。

2. 登録番号 森整第 ー 号

3. 入札参加資格登録の有効期間 年 月 まで

4. 申請書記載事項の変更届
登録を受けた方は、県営林業材生産事業入札参加資格審査申請要領の運用第6に定める変更があつたときは、遅滞なく届出を行ってください。

5. 入札参加資格の取消
登録を受けた方が、登録後に次に掲げる事項に該当したときは、資格の認定を取り消しますの
にご注意ください。
(1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び
破産者で復権を得ない者となつたとき。
(2) 虚偽の申請により資格の認定を受けたことが判明したとき。
(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であることが判明した
とき。

令和六年二月二日

様式第6号(第7条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

大分県知事

殿

所在地
申請者 商号又は名称
代表者氏名
電話番号
F A X

年 月 日付けをもちて提出した県営林業材生産事業入札参加資格申請書及び添付書類の記載
事項について、下記のとおり変更していいので届出ます。
なお、この変更届及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 変更年月日 年 月 日

3. 変更事項 変更前

変更後

※変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

大分県報号外(告示)

五